

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書 (鳥取県立とっとり出合いの森)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立とっとり出合いの森の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

株式会社谷尾樹楽園（鳥取市杉崎字大政470番地1） 代表取締役 谷尾 壽嗣

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

169,560,000円（債務負担行為限度額 186,511,000円）

[参考] 単年度指定管理料の額

年度	委託料の額
平成31年度	33,912,000円
平成32年度	33,912,000円
平成33年度	33,912,000円
平成34年度	33,912,000円
平成35年度	33,912,000円

※参考

鳥取市指定管理料総額 42,390,000円

(鳥取市債務負担行為限度額 46,625,000円)

4 選定理由

とっとり出合いの森の指定管理者の指定に当たっては、2団体から応募があり、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、長年の当該施設の管理運営実績があり、充実したスタッフによる安定した運営や、企業努力によるきめ細やかな施設管理が期待できることから、上記の団体が指定管理候補者として最適であると選定した。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

平成30年7月13日から同年8月22日まで（現地説明会 平成30年7月24日）

(2) 応募者（受付順）

応募者	所在地	代表者
株式会社谷尾樹楽園	鳥取市杉崎字大政470番地1	代表取締役 谷尾 壽嗣
鳥取県森林組合連合会	鳥取市湖山町西2丁目413	代表理事長 前田 幸己

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
前田 雄一（委員長）	前田森林植生研究所長
若松 信宏（副委員長）	税理士（西日本税理士法人）
山本ルリコ	NPO法人ECOフューチャーとっとり副理事長
川添あけみ	学校法人矢谷学園鳥取第五幼稚園園長
地原 伸	鳥取県農林水産部森林・林業振興局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成30年6月26日

とっとり出会いの森の概要及び指定管理者募集要項案説明、指定管理候補者の選定方法及び選定基準の審査

イ 第2回審査委員会：平成30年8月28日

面接審査、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基本的な考え方の適合性 〔施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針〕 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格	必須 配点なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（森林への理解を深める事業、サービス向上策・利用促進策等） 施設設備の維持及び安全・衛生管理の水準 開園時間、休園日 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 個人情報保護、情報の公開 利用者等の要望の把握 	40
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画及び見積もり内容の妥当性 委託料の多寡 	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 (管理運営の組織、日常の職員の配置、森林への理解を深める事業の職員の配置等) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO14001・TEAS I種の認証等〕 当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ審査項目とする。	40

(4) 審査結果

審査基準	配点	株式会社谷尾樹楽園 (A)	鳥取県森林組合連合会 (B)
1	適／不適	適	適
2	40	25.0	24.4
3	20	16.0	15.6
4	40	22.1	21.7
合計	100	63.1	61.7

※点数は、出席委員5名の平均

審査項目についての主な意見

○審査基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

A・Bとも平等な施設利用を確保できるものと評価された。

○審査基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

A) ・森林学習の場としての考え方が地に足がついており、イベント計画がよく練られているが、マンネリ化しないようPDCAを生かしイベント内容の工夫をすることが必要。

・長年指定管理をしてきた実績から安定したサービスの提供と施設の維持管理が期待でき、毎朝のパトロールなど安全管理に努力していることは評価できる。

B) ・森林に対する理解を深めるための新しい発想があるが、イベント等の提案内容が具体性、実現性に乏しく感じられた。

・多目的フィールドとしての利用促進案は新しい試みで評価できるが実現可能か疑問。

・森林の維持管理面については、組織としてのノウハウがあり期待できる。

・植栽管理は外部委託のため迅速な対応が遅れることが懸念される。委託業者との連携を密にし、指定管理者としてのスキルアップを図っていくことが必要。

○審査基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

・A・Bともほぼ同等の評価であった。

○審査基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

・財政規模が異なるが、Bの方が経営基盤や財政基盤に安定性があると評価された。

・Aは造園技能を有する者が配置されることが評価された。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- ・出合いの森の自然を保護し、質の高い管理運営、経験豊かな技術力により、より豊かで潤いのある『とっとり出合いの森』を子どもからお年寄りまで多くの方に利用してもらう。
- ・『緑を守る』という造園業者としての使命感のもと、施設の設置目的達成に向けて、本公園事業で培ったノウハウに満足することなく先々を見据えた管理運営を行う。

(2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

ア 森林の理解を深める事業への取組内容

- ・収入を得る企画ではなく、動植物の良さを広く伝える内容を主に計画する。

イ サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- ・芝生刈込や高木剪定などを植栽管理仕様以上に実施する。
- ・ホームページ、SNS等により情報発信し、出合いの森の魅力をPRする。
- ・アンケート回収箱の設置、利用者への聞き取りを行い、要望を業務に反映する。
- ・車いすの台数を増やすとともに、緑の募金付き自動販売機を増設する。

(3) 施設管理

ア 施設設備等の維持管理、安全・衛生管理に向けた考え方

- ・園内点検を定期的実施する。
- ・日常清掃を実施し、トイレ、展示館の毎朝の清掃を行う。

イ 外部委託の考え方

- ・自社で対応できる森林整備業務、植栽管理業務等は自社で行い、それ以外の保守点検業務、警備業務を外部委託する。

(4) 開園時間及び休園日

- ・開園時間は午前9時から午後5時までとする。(夏期は午後6時までとする。)
- ・休園日は1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

(5) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- ・火災予防のため園内の火の取扱いを規制し喫煙は喫煙コーナーのみとする。
- ・台風、大雨等の異常時は巡回パトロールを実施し、状況によっては県・市と協議の上、退去、臨時休園等の措置を採る。
- ・事故、事件が発生した場合、県、市や関係部署に連絡するなど速やかに対応する。

(6) 利用者等の要望の把握及び対応方針

- ・ホームページで意見募集、アンケート用紙の設置、利用者(個人、団体、イベント参加者)からの聞き取り、電話等での要望受付等を実施する。
- ・県・市と協議して具体的な対応を決定し、対応はホームページ等で公開する。

(7) 組織及び職員の配置等

- ・造園業務歴15年以上の有資格者を施設責任者とする。
- ・マルチスタッフ1名、庶務スタッフ1名、サポートスタッフ5名

8 その他

とっとり出合いの森は県有地である鳥取県立とっとり出合いの森と、鳥取市有地である鳥取市出合いの森公園で構成されており、同日開催された鳥取市農林水産部指定管理者選考委員会においても、県の指定管理候補者と同じ者が候補者として選定された。